

## 平成27年小布施町議会12月会議会議録

### 議事日程(第4号)

平成27年12月18日(金)午後2時開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第25号 小布施町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第26号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第27号 平成27年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第 5 議案第30号 平成27年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第31号 平成27年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第32号 平成27年度小布施町水道事業会計補正予算について
- 日程第 8 議案第35号 小布施町ふるさと創造館の指定管理者について
- 日程第 9 議案第36号 フローラルガーデンおぶせの指定管理者について
- 日程第10 議案第37号 小布施町6次産業センターの指定管理者について
- 日程第11 議案第38号 おぶせガイドセンターの指定管理者について
- 日程第12 社会文教常任委員長報告
- 日程第13 議案第24号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第28号 平成27年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第29号 平成27年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第33号 小布施町デイサービスセンターの指定管理者について
- 日程第17 議案第34号 小布施町ワークホームみすみ草の指定管理者について
- 日程第18 議案第39号 小布施町中央同和対策集会所の指定管理者について
- 日程第19 議案第40号 小布施町雁中同和対策集会所の指定管理者について
- 日程第20 議案第41号 小布施町雁中地区共同作業所の指定管理者について

- 日程第 2 1 議案第 4 2 号 小布施町福原地区共同作業所の指定管理者について
- 日程第 2 2 政策立案常任委員長報告
- 日程第 2 3 陳情第 3 号 長野県須坂建設事務所の存続に関する陳情
- 日程第 2 4 陳情第 4 号 陳情書
- 日程第 2 5 陳情第 5 号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情
- 日程第 2 6 発委第 8 号 長野県須坂建設事務所の存続を求める意見書の提出について
- 日程第 2 7 発委第 9 号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書の提出について
- 日程第 2 8 選挙第 8 号 小布施町選挙管理委員の選挙について
- 日程第 2 9 選挙第 9 号 小布施町選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第 3 0 議会報告第 1 1 号 財政援助団体に対する監査の報告について
- 日程第 3 1 議会報告第 1 2 号 出納検査の報告について
- 日程第 3 2 議案第 4 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（13名）

1 番	中 村 雅 代 君	2 番	福 島 浩 洋 君
3 番	富 岡 信 男 君	4 番	小 西 和 実 君
5 番	川 上 健 一 君	6 番	山 岸 裕 始 君
7 番	小 林 茂 君	8 番	小 林 一 広 君
9 番	小 渕 晃 君	1 0 番	渡 辺 建 次 君
1 2 番	関 悦 子 君	1 3 番	小 林 正 子 君
1 4 番	大 島 孝 司 君		

#### 欠席議員（1名）

1 1 番	関 谷 明 生 君
-------	-----------

---

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
企画政策課長	西原周二君	健康福祉課長	八代良一君
産業振興課長	竹内節夫君	教育次長	池田清人君
監査委員	畔上洋君		

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	三輪茂	書記	堀内信子
--------	-----	----	------

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（大島孝司君） ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（大島孝司君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

11番、関谷明生議員及び建設水道課長、畔上敏春君から、都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

次に、本日、町長から、議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について及び諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、政策立案常任委員長から、発委第8号 長野県須坂建設事務所の存続を求める意見書の提出について及び発委第9号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書の提出についてが提出されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（大島孝司君） 本日の日程は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりであります。

---

◎常任委員長報告（議案）

○議長（大島孝司君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました日程第2、議案第25号から日程第11、議案第38号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員会の審査報告を求めます。

川上総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 川上健一君登壇〕

○総務産業常任委員長（川上健一君） 総務産業常任委員会審査報告。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月15日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、12月会議で付託された議案第25号 小布施町営駐車場条例の一部を改正する条例について、議案第26号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第27号 平成27年度小布施町一般会計補正予算について、議案第30号 平成27年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第31号 平成27年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第32号 平成27年度小布施町水道事業会計補正予算について、議案第35号 小布施町ふるさと創造館の指定管理者について、議案第36号 フローラルガーデンおぶせの指定管理者について、議案第37号 小布施町6次産業センターの指定管理者について、議案第38号 おぶせガイドセンターの指定管理者についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、総務課長等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第25号についての質疑の主なものとして、駐車料金の変更の経緯と金額決定の根拠は何か、供用時間の検討はしなかったのか、今回の使用料改正により、行楽期の交通渋滞が緩和するのか、町全体の駐車場のあり方を考える必要があるのではないか等の発言がありました。

議案第26号についての質疑はありませんでした。

議案第27号についての質疑の主なものとして、今回の補正は人事異動が主なものと聞いているが、職員の人数に変わりはないのか、総務費の一般人件費の社会保険料200万円の内容は何か、保育所運営負担金の国庫負担金と県負担金の内容は何か等の発言がありました。

議案第30号についての質疑の主なものとして、給与費明細書の中で職員数が1人減になっているが、0.5人でやっていけるのか。下水道料金をもらう会計であり、料金設定に反映さ

れるべきではないのか、職員の配置に注意を払ってほしい、業務委託料432万円について詳しく説明してほしい等の発言がありました。

議案第31号、議案第32号、議案第35号及び議案第36号についての質疑はありませんでした。

議案第37号についての質疑の主なものとして、一般財団法人に職員を派遣できるのか、その根拠は何か等の発言がありました。

議案第38号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、副町長、総務課長等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、12月17日に委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第35号、議案第36号、議案第37号及び議案第38号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

平成27年12月18日、総務産業常任委員長、川上健一。

○議長（大島孝司君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

---

#### ◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第25号について討論に入ります。

反対討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

6番、山岸裕始議員。

なお、山岸裕始議員に申し上げます。山岸裕始議員においては、手術後間もなくということで、体調がすぐれないようですので、自席での発言を許可いたします。

○6番（山岸裕始君） ありがとうございます。

今回の小布施町営駐車場条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論させていただきます。

本会議の説明では、「小学校・中学校のグラウンド等も忙しい時期には無料開放してきたが、それも厳しくなっている。グラウンド整備や駐車場整備員の経費捻出のためにも値上げが必要」という趣旨のご説明をいただいております。

しかし、それらを解決するためにまずすべきことは、小学校・中学校のグラウンドにとめて利益を受けているドライバーから料金をいただくということ、まずやるべきではないかということです。町営駐車場の料金の値上げの目的が、小学校・中学校の整備だけではないと思いますが、無料で小学校・中学校にとめられているドライバーと有料で町駐車場にとめるドライバーとの金銭的格差がより広がることは、これは一つ問題だと考えています。

また、もう一つの問題として、渋滞対策として、小布施町もそろそろほかの観光地のように、繁忙期には個人のお宅の敷地を有料で貸し出しするような議論を進めていっていい時期なのではと考えています。

県内、私もそんなに多く観光地をめぐるわけではありませんが、須坂の臥竜公園の花見の時期、高遠の花見、諏訪の花火大会に行ってきました。どこにも駐車場にとめられなくて困っていたときに、一般の方が有料で開放している敷地にとめさせていただくことができ、花見や花火を楽しむことができたという、大変ありがたかった思い出があります。

もちろん小布施町も、オープンガレージという黄色い看板を立てて駐車場の協力をお願いしていることは知っていますが、オープンガーデンのような広がりを見せてはおりません。

こういうときにこそ、ぜひ町が率先して、1時間、一体幾らならあなたの敷地を観光客の皆さんに開放していただけるのでしょうか、開放してもいいんでしょうかと聞いて、町内の方への協力を仰いでいただきたいと思います。

ふだん町から町民に対しては、外の人にはとにかくおもてなしをしろというスタンスなので、自発的には有料、料金を取って敷地の貸し出しをしようというムードは、小布施町では湧いてこないと感じています。

少し話が変わりますが、以前、ニュースで、スカイツリー周辺で駐車場が足りない、自宅の空きスペースを駐車場として貸し出ししましょう、合理的な土地利用ですねみたいな切り口で特集を組んで紹介されていたと聞いています。軒先パーキング、ぜひその取り組みを調べていただき、参考にいただければと思います。

今回、町から提案の1日500円だと、30分100円が相場の長野駅前、20分100円が相場の松

本駅前や、イベントごとに利用するのに1,000円から1,500円かかるイベント時の駐車場よりは十分安いのは理解しています。

渋滞の根本的な解決のためには、町営駐車場の料金の若干の値上げでは意味がなく、無料で開放している駐車場の有料化や、町民の方にも益がある形での町内での民間の土地の駐車場化の検討の必要性を訴え、今回の条例の反対討論とさせていただきます。

○議長（大島孝司君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第27号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第30号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第31号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第32号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第35号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第36号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第37号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第38号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎常任委員長報告（議案）

○議長（大島孝司君） 日程第12、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました日程第13、議案第24号から日程第21、議案第42号

までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員会の審査報告を求めます。

小林社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 小林正子君登壇〕

○社会文教常任委員長（小林正子君） 社会文教常任委員会審査報告。

社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月15日午前9時50分から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、12月会議で付託された議案第24号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第28号 平成27年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第29号 平成27年度小布施町介護保険特別会計補正予算について、議案第33号 小布施町デイサービスセンターの指定管理者について、議案第34号 小布施町ワークホームみすみ草の指定管理者について、議案第39号 小布施町中央同和对策集会所の指定管理者について、議案第40号 小布施町雁中同和对策集会所の指定管理者について、議案第41号 小布施町雁中地区共同作業所の指定管理者について、議案第42号 小布施町福原地区共同作業所の指定管理者についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、教育長等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第24号についての質疑の主なものとして、医療費の区分が4方式だが、3方式は議論されなかったのか、資産割の上昇率が高いのはなぜか、モデルを設定して議論をしたのか、医療機関に協力を求めるための話し合いを持ったのか等の発言がありました。

議案第28号、議案第29号、議案第33号、議案第34号、議案第39号、議案第40号、議案第41号及び議案第42号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託され案件の審査内容であり、健康福祉課長から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期するために、12月17日に委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第24号、議案第28号、議案第29号、議案第33号、議案第34号、議案第39号、議案第40号、議案第41号及び議案第42号は、全員挙手で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

平成27年12月18日、社会文教常任委員長、小林正子。

○議長（大島孝司君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

---

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第24号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第29号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第33号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第34号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第39号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第40号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第41号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第42号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎常任委員長報告（陳情）

○議長（大島孝司君） 日程第22、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第23、陳情第3号から日程第25、陳情第5号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、政策立案常任委員会の審査報告を求めます。

小淵政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 小渕 晃君登壇〕

○政策立案常任委員長（小渕 晃君） 政策立案常任委員会審査報告。

政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月14日午後1時30分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、12月会議で付託された陳情第3号 長野県須坂建設事務所の存続に関する陳情、陳情第4号 陳情書、陳情第5号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情についてであり、陳情人等に出席を求めて慎重に審査いたしました。

陳情第3号についての質疑の主なものとして、須坂建設事務所がなくなった場合のデメリットは何か、平成21年度に長野建設事務所に集約されたが、平成24年度にそれが解消された経緯は何か、国道403号整備計画や小布施橋の管理、千曲大橋への影響はどのようになると考えるか、人員配置はどうなると考えるか等の発言がありました。

陳情第4号についての質疑の主なものとして、以前は町外業者の入札を除雪路線の舗装工事のみに限定していたものを、なぜ町は他の工事へも広げたのか、見積入札で町内業者と町外業者に技術の差があるのか、除雪機械の購入費や維持費はどの程度を予定しているのか、見積入札に参加する町外業者は、どの程度のランクの業者が入ってきているのか、平均落札率81%は何の入札の数値か、他の市町村では一抜け方式をやっているのかなどの発言がありました。

陳情第5号についての質疑の主なものとして、介護労働者が全国で17万人不足している現状をどう考えているのか、基本報酬の引き下げと処遇改善加算強化のギャップをどう考えているのか、陳情項目の国費で費用を賄うことは介護保険への補助か、それとは別なものなのか、介護報酬が全国一律であることに問題はないのか等の発言がありました。

慎重審査を期するために、12月17日に委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、陳情第3号は挙手多数、陳情第5号は全員挙手で採択すべきものと決定いたしました。また、陳情第4号は、全員挙手で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

平成27年12月18日、政策立案常任委員長、小渕 晃。

○議長（大島孝司君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

---

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

3番、富岡議員。

○3番（富岡信男君） 今回出された報告書の中で、陳情第3号が請願第3号 長野県須坂建設事務所の存続に関する請願ということになっていますが、これ陳情が正しいのではないかと思います。もし請願なら請願ということで変えていただきたいと思いますが。

〔発言する人あり〕

○議長（大島孝司君） ただいまの陳情第3号につきましては、請願でなく陳情第3号ということですので、訂正させていただきます。

〔発言する人あり〕

○議長（大島孝司君） はい、訂正いたします。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第3号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第4号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は継続審査であります。

本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、陳情第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第5号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、陳情第5号は採択することに決定いたしました。

---

◎発委第8号及び発委第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） お諮りいたします。日程第26、発委第8号及び日程第27、発委第9号を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

小淵政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇〕

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 発委第8号 長野県須坂建設事務所の存続を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。県において現地機関の再編が審議されることになり、小布施町の住民生活と密接な関係にある長野県須坂建設事務所の存続を求めるために意見書を提出するものです。

意見書は別紙のとおりです。

続きまして、発委第9号 介護労働者の処遇改善及び人員配置の改善を求める意見書の提

出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。国の責任において、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善、人員配置基準の改善を求めるために意見書を提出するものです。

意見書は別紙のとおりです。

○議長（大島孝司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第8号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第8号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第9号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎選挙第8号 小布施町選挙管理委員の選挙

○議長（大島孝司君） 日程第28、選挙第8号 小布施町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、

指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

小布施町選挙管理委員に、涌井喜久君、飯川比呂子君、寺島重人君、呉羽勝正君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を、小布施町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名が当選されました。

---

#### ◎選挙第9号 小布施町選挙管理委員補充員の選挙

○議長（大島孝司君） 日程第29、選挙第9号 小布施町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

小布施町選挙管理委員補充員に、第1位順位 池田 剛君、第2位順位 坂田次郎君、第3位順位 出澤しづ子君、第4位順位 鈴木俊樹君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を、小布施町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名が当選されました。

---

#### ◎財政援助団体に対する監査の報告

○議長（大島孝司君） 日程第30、議会報告第11号 財政援助団体に対する監査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島孝司君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから、先般、地方自治法第199条第7項の規定に基づきまして、財政援助団体につきまして監査をいたしました結果をご報告申し上げます。

第1として、監査の概要でございます。

1番目として、基本方針は、財政援助団体の監査に当たっては、公金の適正な支出を担保することを目的とし、出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、財政援助の目的に沿った事業運営が適切に行われているかについて監査いたしました。

2番目として、監査の実施団体ですけれども、今回、小布施町商工会と小布施文化観光協会について行いました。

3番目、監査の範囲ですけれども、平成25年度及び平成26年度財政援助団体の出納、その他の事務並びに担当課の補助金の交付・清算事務等について行いました。

監査の視点ですが、町から支出されました公金が、財政援助団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運用されているかを中心に、次の観点に基づき実施いたしました。

1番目として、補助金等の財政援助の目的・内容が、公益上の必要性から見て妥当か。

2番目として、財政援助団体の運営は適切に行われているか。

3番目として、補助金等の申請手続等は適正か。

4番目として、補助対象事業は計画的かつ効率的に執行されているか。

5として、会計経理の方法は適正かということでございます。

5番目として、監査の方法。

資料に基づき、補助金の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、財政援助団体及び担当課への事情聴取により監査を実施しました。

監査の実施日は、平成27年11月16日でございます。

監査の結果についてですが、財政援助団体監査の結果、財政援助団体の出納その他の事務並びに担当課の補助金等の交付・清算事務等の執行は、おおむね適正に行われていると認められました。

引き続き適正な事務の執行に資するため、財政援助団体ごとの指摘事項等について述べるので、適切な措置を講じられたいということでございます。

小布施町商工会についてですが、町の補助事業名と財政援助団体の事業内容が一致していないものがあり、実情に合わせた補助事業名への名称変更を検討されたいと。一例なんですけれども、これはファイヤーフェスティバル小布施実行補助金という名目で予算書にもうたわれておりますが、実際の行事は、安市の行事の補助金が適正かと思われます。従来からこの辺の補助金の呼称等、やはり詳細に予算書から詰めて、現状に合わせた補助金名で支出すべきものと思われます。

2番目は小布施文化観光協会でございますけれども、提出されました事業報告書、収支決算書の一部に不備が認められました。

1つとして、決算書の会計期間が一定の期間で作成されていない。本来なら4月1日から3月31日なんですけれども、その辺が明確な期間計算ではございませんでした。

2番目として、繰越金の金融機関別預貯金残高の明細や、事業内容の詳細がわかる丁寧な資料の提出が、若干中身が濃くなかったもので、その辺の提出をお願いしたいということで

ございます。

適正な事業執行の確認は、財務処理上重要であるのみならず、事業効果の把握や見直しに当たっても欠くことのできないものであります。財政援助団体においては、実施結果を町に詳細に報告するとともに、町の担当課においては、財政援助団体に対して、必要な様式等を示し、適切な事業確認を行うよう努められたいということでございます。

2番目として、決算で多額の繰越金が生じており、補助金の必要性や補助事業に対する町の方針を明確にされたいと。確かにその団体においては、将来に備えての目的を持った蓄えというふうに理解する部分がありますけれども、この辺、非常に増加傾向にあるならば、この辺はやはり抑えるべきかと思えます。

3番目として、負担金、これは特に人件費なんですけれども、額が確定し、残金が生じた場合には、町の一般会計へ戻すことが基本と考えるので、検討されたいことです。今般は、これについて、返還請求は特に行わないという方針でございます。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、財政援助団体に対する監査の報告を終わります。

---

### ◎出納検査の報告

○議長（大島孝司君） 日程第31、議会報告第12号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島孝司君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、例月出納検査についてご報告を申し上げます。

1番目として、検査の概要です。

検査の対象としたのは、平成27年9月分、10月分及び平成27年11月分の一般会計から国民健康保険特別会計等々、一時借入金までの、これらに係るものと、現金、預貯金等の出納

の保管状況について検査をいたしました。

実施日ですが、平成27年9月29日、平成27年10月26日、平成27年11月26日に行いました。

実施した検査手続ですけれども、検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出されました資料と金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果でございます。

平成27年9月17日現在、平成27年10月19日現在及び平成27年11月18日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出されました収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、別表のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） 日程第32、議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大島孝司君） 全員起立であります。

よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） 日程第33、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案に対する議会の意見として、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大島孝司君） 全員起立であります。

よって、諮問第1号に対する意見は、これを適任とすることに決定いたしました。

---

◎散会の議決

○議長（大島孝司君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

12月会議を閉じ、平成27年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、12月会議を閉じ、平成27年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

---

◎町長挨拶

○議長（大島孝司君） ここで町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年小布施町議会12月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

また、本日提出させていただきました固定資産評価審査委員の人事案件の同意及び人権擁護委員の推薦の同意につきましても、原案のとおり議決いただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

これからインフルエンザが流行する季節を迎えます。町では、中学校までのお子さんや高齢の皆さんを対象に、インフルエンザワクチン予防接種費用助成を行っております。なるべく早く多くの皆さんに接種いただくとともに、外出から戻った際には、手洗いやうがいなど感染予防の徹底に心がけていただきますようお願いを申し上げます。

小布施町の就学前の教育・保育に関するさまざまなご要望に幅広くお応えし、働く親御さんを応援するため、栗ガ丘幼稚園を認定こども園に移行します。現在、給食室と未満児保育室の増改築工事を進めております。

幼稚園・保育園では先日、ゆうぎ会を、大勢の保護者の皆さんをお迎えして盛会のうちに開催いたしました。あすの未来を担う元気な子供たちの姿を見せていただき、改めて安心・安全にご利用いただくために、これからの時代に合った保育メニューの充実、運営面、施設整備などの充実に向けた取り組みをまいります。皆様方のご理解、ご協力をお願いするところでございます。

12月会議冒頭でも申し上げましたが、12月6日、上町公会堂の完成祝賀式がとり行われました。平成24年松村公会堂の耐震補強工事を皮切りに、耐震補強工事10件及び新築工事6件が行われ、16自治会の耐震化を実施していただきました。これにより、28自治会全て

耐震基準を満たした公会堂になりました。総事業費は4億3,400万円、国と町の補助金は1億9,100万円、町の貸付金は1億4,800万円になります。

まずは、公会堂の耐震化が、大勢の町民の皆さんのお力でなし遂げられたことに感謝を申し上げ、災害時の第一避難所としての機能はもとより、公会堂を未来の地域づくりの拠点、地域コミュニティのかなめとしてご活用いただくことをご期待申し上げます。

本会議並びに委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分検討いたしまして、今後の町政の執行に遺憾なきように努めてまいる所存であります。

議員各位におかれましては、健康にご留意ください、ご健勝でご活躍をいただきますとともに、町議会のますますのご発展を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

どうぞ皆さんにはよいお年をお迎えください。ありがとうございました。

○議長（大島孝司君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大島孝司君） これにて12月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分